


【1】きよた幼稚園のコロナウイルス感染予防〔2023.5.8〕

感染源を絶つ	健康観察・検温のお願い 【家庭において毎朝】	○必ず毎朝、お子様の検温と健康観察をお願いします。 ○発熱や下痢、咳、のどの痛みなどの 体調不良の場合は、登園を控えさせてください。
感染経路を絶つ	手洗いの徹底	○登園直後、遊戯室や園庭での集団遊び後、食事・おやつの前には必ず手洗いを行います。 必要に応じて、随時正しい手洗いを行います。 手洗いに際しては、園で用意したペーパータオルを使用します。
	マスクの着用 園児・保護者・教職員 	○基本的に幼稚園の教育活動においては、 マスク着用をせずに行います。 ただし、個々の体調に応じての、マスクの着用を妨げるものではありません。 「マスクを着用する・着用しない」は、個人及び保護者の判断を尊重します。 ※マスクを着用する場合は〔ジップロック等の袋3枚⇒①マスク保管用 ②汚れたマスク持ち帰り用 ③替えのマスク〕を持たせてください。 ※マスクを着用していても、夏季間の熱中症の危険がある場合は、マスクを外す場合もあります。 ※近隣地区、きよた幼稚園の感染者数が高い状態の場合は「マスク着用のお願い」をする場合もあります。
感染リスクを減らす	換気の徹底	○暖かい季節は、お部屋の窓や扉を開け、空気が通る環境で保育を行います。 冬季間、常時窓を開けられない場合は、二酸化炭素濃度計を元に教室、遊戯室等の換気を実施します。
	可能な限り密集回避	○行事等は、密閉・密集・密接を回避して開催します。
その他	通園バス 教室の空調管理	○バス運行時の換気の徹底します。 ○園児帰宅後、園内の消毒作業を徹底します。園バスは、運行前後で消毒作業を行います。 ○幼稚園では、各お部屋にオゾン発生装置、空気清浄機・加湿器、エアコン、二酸化炭素濃度計を設置し、除菌や室温、湿度の管理を行っています。また、保育時間中は、全ての部屋の換気扇を使用します

【2】コロナウイルス感染症の出席停止の基準〔2023.5.8以降〕

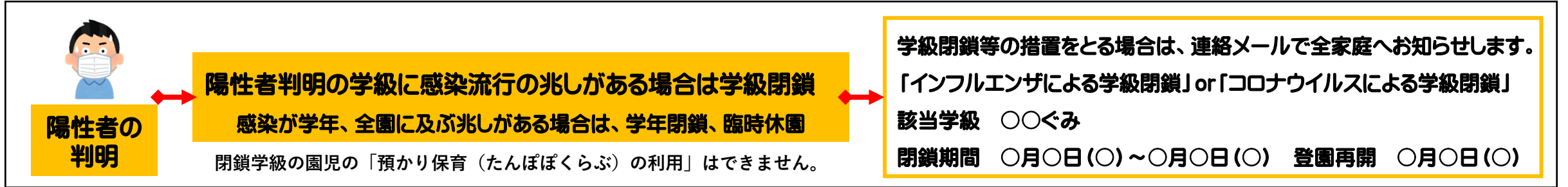
	0日	1日	2日	3日	4日	5日
園児陽性	発症日（有症状）	発症日（発熱等の症状が出た日）の翌日から5日間経過し、症状軽快（解熱剤を使用せずとも発熱や風邪の症状が無い）から24時間以上経過した翌日以降登園可。 例：発症日から4日目までに症状が軽快し、24時間経過後も症状が無い場合は、6日目から登園可能です。				
	検体採取（無症状）	検体採取の翌日から5日間の出席停止（同居家族が感染し、検査をして陽性だった場合など）				

※同居家族が陽性の場合→同居家族が感染した場合は、出席停止ではありません。

ただし、園児に発熱やのどの痛み等の症状がある場合は、陽性の可能性がありますので、その旨幼稚園に連絡してお休みしてください。

【3】臨時休園・学級閉鎖等の措置について〔2023.5.8〕

新型コロナウイルス感染症による臨時休園・学級閉鎖の措置は、インフルエンザ等と同様となります。



※ 学級閉鎖等の期間は、おおよそ5日程度となります。

参考

出席停止となる疾病

下記疾病に感染した場合、学校保健安全法により出席停止となります。
また、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの流行が懸念される場合は、学級閉鎖等の措置をとる場合があります。
園内の感染の流行を防ぐために、医療機関を受診の上、「伝染の恐れがない」と医師が認めてから、登園を再開するようご理解とご協力をお願いします。

・新型コロナウイルス感染症	・インフルエンザ	・百日咳	・麻疹（はしか）	・風疹（三日はしか）
・水痘（みずぼうそう）	・咽頭結膜熱（プール熱）	・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	・腸管出血性大腸菌感染症 ※代表的なものは、O157	・結核
・流行性角結膜炎（はやり目）	・急性出血性結膜炎	・ヘルパンギーナ		

以下は、札幌市乳幼児園医協議会の資料を参考に園独自で設定したの出席停止の疾病です。上記と同様に、園内の感染の流行を防ぐために、医療機関を受診の上「伝染の恐れがない」と医師が認めてから、登園を再開するようご理解とご協力をお願いします。

- ・溶連菌感染症
- ・伝染性膿痂疹（とびひ）
- ・マイコプラズマ感染症
- ・ウィルス性胃腸炎
- ・手足口病
- ・伝染性紅斑（りんご病）
- ・伝染性軟属腫（水いぼ）
- ・RSウイルス感染症
- ・流行性嘔吐下痢症
- ・頭ジラミ

※ 登園を再開する際には、『伝染性疾患による欠席届』の提出が必要です。再登園の際にお渡ししますので、提出をお願いいたします。